

令和8年度
事業計画書並びに予算書

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

社会福祉法人
与那原町社会福祉協議会

基本方針

国においては、あらゆる福祉施策のコンセプトに「地域共生社会の実現」を位置づけ、身近な圏域で住民が主体的に課題を把握して解決を試みる体制づくりを目指し、市町村における包括的な支援体制整備に向けた検討が進められています。さらに、災害時への支援と平時からの備え、孤独・孤立対策、総合的な権利擁護支援など新たな福祉課題への対応が求められています。

これらの課題解決には社協が従来から取り組んできた身近な地域での住民相互の支え合い活動など地域を基盤にしたコミュニティソーシャルワークの実践が重要で、社協に対する期待は益々増加してきています。

与那原町社会福祉協議会としては「地域福祉を推進する中核的な団体」として、目指す地域の姿や地域福祉の推進方策について、行政とも協議を重ね、認識を共有しながら令和6年に策定（R11年終期）した「第3次 地域福祉活動計画」に基づき事業を推進してまいります。特に、社協の強みである、民生委員・児童委員や社会福祉関係機関・団体とのつながりを生かしながら、これまで以上に、より開かれた組織、より多様な人や機関・団体とつながる組織となり、「連携・協働の場」としての機能を発揮し、地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して快適に暮らせるまち、次世代に繋げる心豊かなまち」の実現に向け努めてまいります。

基本目標

「第3次地域福祉活動計画（R6年～R11年度）」にもとづき、以下の基本目標について取り組んでまいります。

基本目標1 福祉の情報が届く仕組みづくり

福祉に関する情報を必要な方が、必要な時に提供できる体制を充実させていくことで、相談しやすい雰囲気づくりをすすめていきます。

基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

福祉を支える組織・団体が共に協力し合っていくことで支援を必要とする人に必要な支援が提供できるよう、また組織・団体が連携した支援ができるようすすめていきます。

基本目標3 身近でふれあい・見守り・つながるまちづくり

住民同士の世代間交流を図り、顔の見える関係づくりを進め、地域の方々が手を取り合いながら、つながり助け合う地域づくりをすすめます。

基本目標4 地域参加の意識づくり

共に生きる社会（共生社会）の実現に向けた意識を啓発するとともに、ボランティア活動の推進を図ることで、人と人のつながりを基本とした地域参加の意識づくりをすすめます。

事業実施計画

1. 一般福祉

(1) 会務の運営

- ① 理事・評議員会の開催
理事会（年3～4回）
評議員会（年3～4回）
- ② 正副会長、事務局職員連絡会の開催（月2回）
- ③ 与那原町共同募金委員会（年1回）
- ④ 監事による会計監査（年1回）
- ⑤ 地域福祉関係者連絡会
- ⑥ 役員・職員研修会の開催
- ⑦ 定例職員会議の開催
 - ・第3次活動計画の事業振り返り（進捗状況確認）
 - ・研修報告会
 - ・業務検討会
- ⑧ 各種報告書の作成提出
- ⑨ 日常業務における町、県、県社協、県共募並びに各市町村社協等との連携
- ⑩ 各課連絡会議の開催（福祉課・子育て支援課・生活安全課）
- ⑪ 町内社会福祉法人連絡会の開催
- ⑫ 社協会員の加入促進月間（7月）の取組
町内事業所（特別会員の拡大）訪問

(2) 福祉団体の育成及び支援・連携・協力

- ① 民生委員児童委員協議会（事務局担当）
- ② 老人クラブ連合会（事務局担当）
- ③ 障がい者協会（事務局担当）
- ④ ゲートボール協会（事務局担当）
- ⑤ その他団体：母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会・赤十字奉仕団
更生保護女性会・人権擁護委員など

(3) 調査・広報・啓発活動

- ① 歳末たすけあい配分対象者の調査（11月）
- ② 社協会報の発刊配布（年6回）
- ③ 社協ホームページ・Instagramによる情報発信
- ④ 町広報紙及びマスコミの活用
- ⑤ 県社協、他機関・団体の調査などへ協力

⑥ 児童福祉週間（5月）、老人保健福祉週間（9月）、障害者週間（12月）等各種福祉週間行事の啓発活動

⑦ 福祉まつり開催（福祉課共催）

（4）共同募金運動の実施

① 赤い羽根共同募金運動の実施（戸別、職域、学校、事業所、個人、街頭、町内事業所へ募金箱設置依頼など）

☆運動期間：10月1日～3月31日

☆日曜日街頭募金運動の実施

☆チャリティー（囲碁・その他）大会の開催

② 歳末たすけあい募金運動の実施（戸別、職域、学校、事業所、個人）

☆運動期間：12月1日～12月31日

（5）相談事業

① 福祉総合相談（随時）

② 与那原町無料法律相談への受付対応

（6）実習生の受け入れ

2.低所得者に関する事業

（1）生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

① 福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

② 教育支援資金

③ 臨時特例つなぎ資金

④ 総合支援資金

⑤ 不動産担保型生活資金

（2）特例貸付等の借り受け人へのフォローアップ支援（県社協受託事業）

① 償還未応答者へプッシュ型（電話・訪問）の支援実施

② 県社協との合同償還指導の実施

③ 相談会の実施

（3）福祉金庫貸付事業

（4）共同募金による困窮世帯への援助活動

（5）フードバンク・フードドライブの実施

① フードドライブ・フードバンク推進強化月間（9月・1月）

☆学校、施設、事業所へチラシ配布

② 町内法人施設及び商工会会員事業所へフードドライブBOXの設置

（6）緊急を要する世帯への食品・物資等の支援

（7）被災世帯への援助活動

3.ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアの相談・登録・斡旋
- (2) ボランティア団体・協力校の相談・支援
 - ① 活動の相談・支援
 - ② 活動報告会の開催
- (3) 学習の機会提供
 - ① 福祉講座の開催
 - ② 教諭及び町民対象の福祉研修会
 - ③ 総合的な学習の時間への協力
- (4) 保険の受付
- (5) 広報・啓発・情報提供
 - ① ラインを活用したボランティアセンターの周知
 - ② 町内ボランティア団体一覧の作成
 - ③ 福祉講座内容一覧の作成
- (6) 災害ボランティアセンター機能の確立
災害ボランティアセンターに関する訓練の実施
- (7) ポータブル電源貸付事業
県社協が配置整備したポータブル電源を災害時又は防災訓練等で自治会、地域福祉団体等に貸出す。

4.福祉サービスに関すること

- (1) 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)
- (2) 金銭管理支援事業の実施
- (3) 福祉用具貸出事業(車イス対応リフト車、車イス)
- (4) 紙おむつの支給

5.地域福祉活動推進事業

- (1) 地域支援福祉ネットワーク事業
 - ① ミニデイ及び地域福祉活動推進事業の取組に向けての各行政区との連携強化
 - ② 小地域支え合い活動事業の推進・強化
 - ③ 企業との地域見守り活動協定の締結の拡大
- (2) コミュニティソーシャルワーク事業
 - ① 地域における生活(福祉)課題への対応
 - ・地域生活相談会の開催(各区、2回/年)
 - ・職員(CSW)の地区担当制により、寄り添い相談を実現
 - ② 地域の専門機関・活動団体とのネットワークを構築
 - ③ 生活環境の整備や新たな社会資源の開発・仕組みづくり

- ④ 自治会集会所を活用した居場所（地域食堂等）実施支援の拡大
・寄贈された、食料・物資を活用
- (3) 与那原町地域介護予防活動支援事業（町受託事業）
 - ① 各区ミニデイへの健康運動指導士派遣
- (4) 災害時対応関連事業の実施
 - ① 町並びに各行政区主体の防災訓練への参加、協力
 - ② 災害時要援護者等支援
 - ③ 災害時避難行動要支援者名簿の管理
 - ④ 町による避難行動支援者個別避難計画作成への協力
 - ⑤ 県災害派遣福祉チーム「DWAT おきなわ」への職員登録
- (5) レク用具、福祉センター施設の貸し出し
- (6) クールステーションの開所（7月～8月）
- (7) みんなの食堂実施

6. 高齢者福祉事業

- (1) 老人保健福祉週間中の敬老会の開催(福祉課共催)
- (2) 南部・県老連関連事業への協力
- (3) 与那原町ふれあいサロン事業（町受託事業）
 - ① 高齢者の居場所づくりや見守り
 - ② 介護予防や健康維持のための情報提供
 - ③ 高齢者の興味のある事業の展開
- (4) 与那原町シルバー生き生きライフサポート事業（町受託事業）
 - ① 会員の募集・登録
 - ② サービスのコーディネート
 - ③ 講習会・研修会の実施
- (5) 与那原町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参画
- (6) 与那原町地域包括ケア推進協議会への参画
- (7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業への協力

7. 障がい者福祉事業

- (1) 沖縄県障がい者関連行事への参加協力
- (2) 交流センターひざしへの協力並びに運営委員会への参画
- (3) 与那原町地域自立支援協議会への参画
- (4) 障がい者週間中の作品展示会開催（福祉課共催）
- (5) ふれあいもちつき交流会

8. 児童福祉事業

- (1) 町内子どもの居場所のネットワーク事業
 - ① 連絡会の開催（4回）
 - ② 子どもを対象とした、イベントの開催
- (2) 児童週間における、町内保育施設表敬（図書券プレゼント）
- (3) 与那原町子供の居場所づくり事業運営団体への食糧支援や情報提供
- (4) 民間助成事業を活用した、子育て世帯への支援（食品・日用品・おむつ等支給）
- (5) 制服・学用品のリユース
- (6) 要保護児童対策地域協議会・実務者会議への参画
- (7) 支援対象児童等見守り強化事業（町受託事業）
- (8) 子育てサロン開催

9. ひとり親福祉事業

- (1) 新入学児童生徒への記念品贈呈（困窮世帯・母子寡婦福祉会会員・その他本会で支援している世帯等）
- (2) 民間助成事業を活用した、ひとり親世帯への支援（食品・日用品など）

10. 社会福祉センターの管理

- (1) 社会福祉センターの保守管理に関すること